

キッコーマン

SOGI(性的思考・性自認)

に関する取り組み

2021年4月16日
第3回男女平等委員会

① 組合 規約「平等の原則」の改定

(2020年8月)

② 組合 慶弔見舞規定の改定

(2020年8月)

③ 組合 会社に対して配偶者要件改定を要求

(2020年11月)

④ 配偶者要件改定（事実婚者・同性パートナーの追加）
に関する労使交渉 **NEW**

(2020年12月～2021年3月)

第1回男女
平等委員会で
報告した内容

① 組合 規約「平等の原則」の改定

(2020年8月)

② 組合 慶弔見舞規定の改定

(2020年8月)

③ 組合 会社に対して配偶者要件改定を要求

(2020年11月)

④ 配偶者要件改定（事実婚者・同性パートナーの追加） に関する労使交渉 NEW

(2020年12月～2021年3月)

■ ① 組合規約「平等の原則」の改定

「性的指向、性同一性（性自認）」の文言を追記し、
組合員が性的指向や性自認により差別されることなく、
組合員としての権利や義務を平等に受けることを明示した改定。

	改 定	現 行
第 2 章（組織） 第 7 条 （平等の原則）	組合員資格の取得及び喪失に関し、人種、信条、宗教、性別、 性的指向、性同一性（性自認） 、門地又は身分によって差別されることなく、この規約のもとにすべて平等な権利を有し、義務を負う。	組合員資格の取得及び喪失に関し、人種、信条、宗教、性別、門地又は身分によって差別されることなく、この規約のもとにすべて平等な権利を有し、義務を負う。

- ① 組合 規約「平等の原則」の改定
(2020年8月)
- ② 組合 慶弔見舞規定の改定
(2020年8月)
- ③ 組合 会社に対して配偶者要件改定を要求
(2020年11月)
- ④ 配偶者要件改定（事実婚者・同性パートナーの追加）
に関する労使交渉 NEW
(2020年12月～2021年3月)

■ ② 組合慶弔見舞規定の改定



事実婚によるパートナーや**同性パートナー**についても、**慶弔見舞の支給対象に追加。**

事実婚とは？

法律上の婚姻手続きをおこなっていないものの、事実上結婚していると制度的に認められる関係のこと。



同性パートナーとは？

同性であるため日本では法律上の夫婦として認められないが、パートナー関係を将来にわたり継続する意思を持ち、婚姻と同等の関係にあるカップルを指す。



■ ② 組合慶弔見舞規定の改定



★ 慶弔見舞申請時の提出物およびフロー

法律婚者用



厚生費請求書



支部



本部

事実婚者・同性パートナー用



厚生費請求書

+



パートナーシップ
登録申請書



証明書類



本部（中央書記長）

② パートナーシップ登録申請書(同性パートナー用)



パートナーシップ登録申請書 (同性パートナー用)

申請日 年 月 日

キックマン労働組合 御中

下記の事項について同意の上、申請します。

↵

甲及び乙は、互いを人生のパートナーとし、共同生活において、対等な立場で、必要な費用を分担し、相互に協力することを約した関係にある。

↵	氏名(甲) 本人自筆署名・捺印↵	相手方氏名(乙) 本人自筆署名・捺印↵
フリガナ↵	↵	↵
漢字↵	印↵	印↵
生年月日↵	↵	↵
社員番号↵	↵	(社員の場合)↵
所属部署↵	↵	(同上)↵

↵

当申請書に併せて、下記の優先順位でいずれかの書類をご提出ください。

必要に応じ、組合本部担当者よりヒアリングを行う場合がございます。

事情によりいずれの書類も提出できない場合は、キックマン労働組合連絡先メールアドレスまで別途ご相談ください。

<input type="checkbox"/> ↵	① 自治体が発行しているパートナーシップ証明書(写し)↵
<input type="checkbox"/> ↵	② 甲及び乙が同住所に居住していることを証明できる住民票(写し)↵
<input type="checkbox"/> ↵	③ 証人(甲及び乙それぞれ一名)による署名↵

■ ② パートナーシップ登録申請書(同性パートナー用)



③ 証人署名欄

甲側証人 本人自筆署名・捺印		乙側証人 本人自筆署名・捺印	
氏名	印	氏名	印
甲との間柄		乙との間柄	

※ 記載の個人情報につきましては、労働組合本部 中央書記長のみが確認し、守秘を厳守いたします。

※ 手続きに関する内容を含め、ご質問やご相談がございましたら、下記労働組合本部のメールアドレスへご連絡ください。

※ 当申請書で登録したパートナー関係が解消に至った場合は、遅滞なく速やかに下記労働組合本部のメールアドレス宛に連絡し、登録抹消の手続きを行ってください。

■ キッコーマン労働組合連絡先【メールアドレス】 so-dan@kikkomanunion.com

(当アドレスへのメールは中央書記長のみが閲覧します)

中央書記長	印
-------	---

■ ②パートナーシップ登録申請書(事実婚者用)



(本人) → (組合本部 中央書記長) ↵

パートナーシップ登録申請書 (事実婚者用) ↵

申請日 年 月 日 ↵

キッコーマン労働組合 御中 ↵

下記の事項について同意の上、申請します。↵

↵

甲及び乙は、互いを人生のパートナーとし、共同生活において、対等な立場で、必要な費用を分担し、相互に協力することを約した関係にある。↵

↵	氏名(甲) 本人自筆署名・捺印 ↵	相手方氏名(乙) 本人自筆署名・捺印 ↵
フリガナ ↵	↵	↵
漢字 ↵	印 ↵	印 ↵
生年月日 ↵	↵	↵
社員番号 ↵	↵	(社員の場合) ↵
所属部署 ↵	↵	(同上) ↵

■ ②パートナーシップ登録申請書(事実婚者用)



当申請書に併せて、下記書類をご提出ください。↵

必要に応じ、組合本部担当者よりヒアリングを行う場合がございます。↵

<input type="checkbox"/> ↵	甲及び乙の事実婚関係を証明できる住民票（写し）↵
----------------------------	--------------------------

↵

※ 記載の個人情報につきましては、労働組合本部 中央書記長のみが確認し、守秘を厳守いたします。↵

※ 手続きに関する内容を含め、ご質問やご相談がございましたら、下記労働組合本部のメールアドレスへご連絡ください。↵

※ 当申請書で登録したパートナー関係が解消に至った場合は、遅滞なく速やかに下記労働組合本部のメールアドレス宛に連絡し、登録抹消の手続きを行ってください。↵

■ キッコーマン労働組合連絡先【メールアドレス】 so-dan@kikkomanunion.com ↵

（当アドレスへのメールは中央書記長のみが閲覧します）↵

↵

中央書記長↵	印↵
--------	----

- ① 組合 規約「平等の原則」の改定
(2020年8月)
- ② 組合 慶弔見舞規定の改定
(2020年8月)
- ③ 組合 会社に対して配偶者要件改定を要求
(2020年11月)
- ④ 配偶者要件改定（事実婚者・同性パートナーの追加）
に関する労使交渉 NEW
(2020年12月～2021年3月)

■ ③会社に対して配偶者要件改定の要求



下記項目に関して、**2020秋闘**(※)において要求を実施。

※秋闘…2年に1回、福利厚生制度回りを中心に会社に対して要求を掲げるキックマン労組独自の活動。

■ 配偶者要件の改定に関する件

配偶者の定義に**事実婚**におけるパートナーや**同性パートナー**を含めることとし、その旨を就業規則に明記すること。

また、**配偶者が適用対象となる各種制度**において、**事実婚**におけるパートナーや同性パートナーをその対象に加えること。

■ ③会社に対して配偶者要件改定の要求



■ 2020秋闘 会社回答

事実婚のパートナー・同性パートナーを配偶者に準じた取扱いとすることについて、**速やかに労使で検討を開始し、2020年度中を目途に結論を出すこととする。**

★協議内容

- ✓ 事実婚者・同性パートナーについて、配偶者に適用されている各種制度や手当の**適用の見直しに向けた取り組みが必要であることは労使で認識が一致した。**
- ✓ しかし、会社側からは「**適用範囲を見直す制度や手当、具体的な運用の詳細を決定するためには研究が必要であり、秋闘交渉の中では判断できない**」との主張が行われた。



- ① 組合 規約「平等の原則」の改定
(2020年8月)
- ② 組合 慶弔見舞規定の改定
(2020年8月)
- ③ 組合 会社に対して配偶者要件改定を要求
(2020年11月)
- ④ **配偶者要件改定（事実婚者・同性パートナーの追加）
に関する労使交渉 NEW**
(2020年12月～2021年3月)

■ ④ 配偶者要件改定に関する労使交渉



★ 労使交渉のSTEP

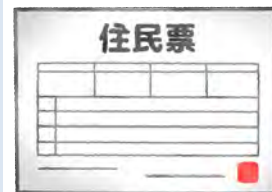
【STEP1】

事実婚者、同性パートナーに対して、各種制度・取扱い等の**適用有無・適用範囲**を検討する。



【STEP2】

会社として「**事実婚・同性パートナー関係と認定する基準**」を定め、該当者からの申請により適用是非を判断する根拠を設定する。



【STEP3】

実施した場合の**影響精査**、及び**運用方法**（申請・承認フロー等含む）の**確立**

■ ④ 配偶者要件改定に関する労使交渉



★ 労使交渉のSTEP

【STEP1】

事実婚者、同性パートナーに対して、各種制度・取扱い等の
適用有無・適用範囲を検討する。



【STEP2】

会社として「事実婚・同性パートナー関係と認定する基準」を
定め、該当者からの申請により適用是非を判断する根拠を
設定する。

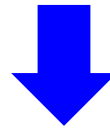
【STEP3】

実施した場合の影響精査、及び運用方法（申請・承認フロー等含む）の確立

■ ④ 配偶者要件改定に関する労使交渉



【STEP1】 事実婚者、同性パートナーに対して、各種制度・取扱い等の
適用有無・適用範囲を検討する。



組合として主張している内容は…

(1) 事実婚者



法律婚者と同等に配偶者要件を適用する。

※ **所得税法**上の「**扶養配偶者**」が適用対象に定められている制度については、適用を見送る。

⇒ 所得税法上、事実婚者は「扶養配偶者」として認められていないため、それが対象要件となっている制度の適用のみ見送る。

④ 配偶者要件改定に関する労使交渉



【事実婚】配偶者要件が適用になる項目

分類	規程	事実婚者に法律婚と同じ取扱いで適用する項目 <1/2>
結婚	就業規則 共済会規定	結婚休暇/祝電/結婚祝金（共）/子の結婚祝金（共）/入居補助（共）/費用貸付（共）
社宅	社宅規程	独身寮から社宅への変更/社宅選定時の世帯人数
転勤	転勤関係規則	交通費/宿泊料/転勤日当/転勤手当/運送費/家族引きまとめ旅費および手当/ 転園転校費/転勤休暇/子女関連/家族先帰りの旅費
海外転勤	海外派遣者 取扱規則	旅費/支度料/交通費/荷造運送料/海外旅行者保険/海外給与（家族手当）/ 留守宅手当/住宅費補助/教育費補助/医療費/派遣者一時帰国/ 帯同家族一時帰国/一時帰国手当/駐在員手当
単身赴任	転勤関係規則	単身赴任手当/帰省交通費/二重社宅貸与
出産・ 育児・ 看護	就業規則 賃金規則 積立休暇規程 共済会規定	配偶者出産休暇/保育手当/出産一時金/積立休暇（看護、不妊治療）/ 出産祝儀（共）/入学祝儀（共）/保育園入園祝儀（共）/看護休職見舞（共）/ 出産・教育・育児介護費用貸付（共）
介護	介護休業規程 積立休暇規程	積立休暇/介護休暇/介護休職/介護短時間勤務/介護休業給付金/看護見舞金 （共） /ホームヘルパー補助（共）/医療費補助（共）/介護費用貸付（共）
退職	退職金支給規程 退職年金規約	退職金・退職年金の遺族受給
死亡	就業規則 社員扶助規則	忌引休暇/弔慰金/業務上・通勤途上死亡特別弔慰金/親の死亡時の帰省旅費/ 弔電/香料（共）/遺児育英年金（共）/葬儀費用貸付（共）

■ ④ 配偶者要件改定に関する労使交渉

【事実婚】 配偶者要件が適用になる項目

分類	規程	事実婚者に法律婚と同じ取扱いで適用する項目 <2/2>
その他	健保組合規約 在宅勤務規程 新幹線通勤制度 配偶者 帯同休職規程 就業規則	健康保険被扶養者/在宅勤務（就労時間中の離席：育児・介護）/新幹線通勤/ 配偶者帯同休職/子の結婚休暇/ファミリー健康相談（共）/メンタルヘルス相談/ えらべる倶楽部
健保関係	健保組合規約	被扶養者加入/高額療養費/家族訪問看護療養費/家族移送費/出産育児一時金/ 家族出産手当金/埋葬料・家族埋葬料/埋葬費/人間ドック補助/被扶養者健診制度 /40歳以上特定健診/エクササイズキャンペーン/契約保養所利用補助

【事実婚】 配偶者要件が適用にならない項目

<所得税法上の「扶養配偶者」が対象となる制度>

結婚 : 家族手当

海外転勤 : 留守宅手当/医療保険/国内残留子女の渡航

その他 : 寒冷地手当

■ ④ 配偶者要件改定に関する労使交渉



(2) 同性パートナー



法律婚者と同等に配偶者要件を適用する。
ただし、下記①～③に関しては適用を見送る。

- ① **所得税法**上の「**扶養配偶者**」が適用対象に定められている制度
- ② **社会保険**上の「**扶養配偶者**」が適用対象に定められている制度
- ③ **労働基準法・労働者災害補償保険法**上の「**遺族**」が適用対象に定められている制度

⇒①～③の法律上、同性パートナーは「扶養配偶者」として認められていないため、それらが対象要件となっている制度の適用のみ見送る。

■ ④ 配偶者要件改定に関する労使交渉

【同性パートナー】配偶者要件が適用になる項目

分類	規程	同性パートナーに法律婚と同じ取扱いで適用する項目 <1/2>
結婚	就業規則 共済会規定	結婚休暇/祝電/結婚祝金（共）/入居補助（共）/結婚費用貸付（共）
社宅	社宅規程	独身寮から社宅への変更/社宅選定時の世帯人数
転勤	転勤関係規則	交通費/宿泊料/転勤日当/転勤手当/運送費/家族引きまとめ旅費および手当/ 転勤休暇/家族先帰りの旅費
海外転勤	海外派遣者 取扱規則	旅費/支度料/交通費/荷造運送料/海外旅行者保険/海外給与（家族手当）/ 留守宅手当/住宅費補助/教育費補助/医療費/派遣者一時帰国/ 帯同家族一時帰国/一時帰国手当/駐在員手当
単身赴任	転勤関係規則	単身赴任手当/帰省交通費/二重社宅貸与
介護	介護休業規程 積立休暇規程	積立休暇/介護休暇/介護休職/介護短時間勤務/看護見舞金（共）/ ホームヘルパー補助（共）/医療費補助（共）/介護費用貸付（共）
死亡	就業規則 社員扶助規則	忌引休暇/親の死亡時の帰省旅費/弔電/香料（共）/葬儀費用貸付（共）
その他	在宅勤務規程 新幹線通勤制度 配偶者 帯同休職規程	在宅勤務（就労時間中の離席：介護）/新幹線通勤/配偶者帯同休職/ ファミリー健康相談（共）/メンタルヘルス相談/えらべる倶楽部

■ ④ 配偶者要件改定に関する労使交渉

【同性パートナー】配偶者要件が適用になる項目

分類	規程	同性パートナーに法律婚と同じ取扱いで適用する項目 <2/2>
結婚	共済会規定	子の結婚祝金（共）
転勤	転勤関係規則	転園転校費/子女関連
出産・ 育児・ 看護	就業規則 賃金規則 積立休暇規程 共済会規定	配偶者出産休暇/保育手当/出産一時金/積立休暇（看護、不妊治療）/ 出産祝儀（共）/入学祝儀（共）/保育園入園祝儀（共）/看護休職見舞（共）/ 出産・教育・育児介護費用貸付（共）
死亡	共済会規定	遺児育英年金（共）
その他	就業規則	子の結婚休暇

【同性パートナー】配偶者要件が適用にならない項目

<国の法制度が未対応の事項>

結婚：**家族手当**

海外転勤：**留守宅手当/医療保険/国内残留子女の渡航**

介護：**介護休業給付金**

退職：**退職金、退職年金の遺族受給**

死亡：**弔慰金/業務上・通勤途上死亡特別弔慰金**

その他：**寒冷地手当/労災特別補償/労災死亡時の特別補償金/業務外死亡弔慰金**

健保関係：**被扶養者加入/高額療養費/家族訪問看護療養費/家族移送費/出産育児一時金/
家族出産手当金/埋葬料・家族埋葬料/埋葬費/人間ドック補助/被扶養者健診制度/
40歳以上特定健診/エクササイズキャンペーン/契約保養所利用補助**

所得税法上認められていない
社会保険上認められていない
**労働基準法・労働者災害補償保
険法上認められていない**

■ ④ 配偶者要件改定に関する労使交渉



★ 労使交渉のSTEP

【STEP1】

事実婚者、同性パートナーに対して、各種制度・取扱い等の適用有無・適用範囲を検討する。

【STEP2】

会社として「**事実婚・同性パートナー関係と認定する基準**」を定め、該当者からの申請により適用是非を判断する根拠を設定する。



【STEP3】

実施した場合の影響精査、及び運用方法（申請・承認フロー等含む）の確立

■ ④ 配偶者要件改定に関する労使交渉



【STEP2】

会社として「**事実婚・同性パートナー関係と認定する基準**」を定め、該当者からの申請により適用是非を判断する根拠を設定する。



組合として主張している内容は…

★ 事実婚関係の証明方法

1. **住民票**において**事実婚関係が確認できる状態**であること。
(続柄欄に「妻/夫 (未届)」の記載がある両者の住民票)
2. **会社所定の手続き**にて**事実婚関係**であることを申請し、**承認を得ること**。(所定の申請書)

■ ④ 配偶者要件改定に関する労使交渉



★ 同性パートナー関係の証明方法

1. パートナーシップ宣誓制度の制定自治体在住者は、**宣誓証明書**を取得していること。

(自治体発行のパートナーシップ宣誓証明書)



2. 宣誓証明書を取得できない自治体在住者は以下①～④を証明すること。

① 両者とも**戸籍上同性**であること (両者の戸籍謄本)

② 両者とも成人であり、**他者と婚姻関係にない**こと
(両者の戸籍謄本)

③ **会社所定の手続き**にて同性パートナー関係であることを申請し、承認を得ること (所定の申請書)

※状況変更時および関係解消時も届出義務有

④ 両者が**同一世帯に居住**していること (両者の住民票)

■ ④ 配偶者要件改定に関する労使交渉

★ 同性パートナー関係の証明方法

	役所へ提出するもの	会社制度利用に際し 会社へ提出するもの
法律婚	婚姻届、本人確認書類、戸籍謄本	特になし
事実婚	世帯変更届、本人確認書類	続柄欄に「妻/夫(未届)」記載の住民票
同性パートナー (自治体制度有)	所定申請書、本人確認書類、 戸籍謄本	自治体証明書 ※3点セットがパッケージングされたもの
同性パートナー (自治体制度無)	—	所定申請書、本人確認書類、戸籍謄本

- 「申請書、本人確認書類、戸籍謄本」という組み合わせは、法律婚でも同性パートナーでも同じ
- よって、同性パートナーでも「申請書、本人確認書類、戸籍謄本」の3点セットで関係の証明が可能

■ ④ 配偶者要件改定に関する労使交渉



★ 労使交渉のSTEP

【STEP1】

事実婚者、同性パートナーに対して、各種制度・取扱い等の適用有無・適用範囲を検討する。

【STEP2】

会社として「事実婚・同性パートナー関係と認定する基準」を定め、該当者からの申請により適用是非を判断する根拠を設定する。

【STEP3】

実施した場合の**影響精査**、及び**運用方法**（申請・承認フロー等含む）の**確立**

■ ④ 配偶者要件改定に関する労使交渉



【STEP3】

実施した場合の**影響精査**、及び**運用方法**（申請・承認フロー等含む）の**確立**



組合として主張している内容は…

★ 影響の精査について

- 会社として精査が必要なのは理解できるが、
「影響が大きいからやらない、少ないからやる」という判断が許されるものではない。
- 精査の結果、もしコストインパクトが大きかったとしても、逆を言えば同性パートナーはそれだけ大きな不利益を受けていたということになる。

■ ④ 配偶者要件改定に関する労使交渉

★運用方法について

- 個人の性的指向が本人の同意なく拡散する**アウトティングを防ぐため、窓口の一本化や守秘の厳守は必要。**
(法律婚であっても守秘は守られるべきであり、特別扱いではない)
- **業務上、窓口担当者および一部実務担当者に情報が伝わる場合があるが、担当者は守秘を厳守することを周知する。**
- **担当者らには、SOGIに関する研修を事前に受講してもらい、担当者らが受講した旨を周知する。**
(当事者が安心して制度を利用できるよう、情報の取扱い方法や、研修受講状況の周知を行うことが必要)
- **制度適用以外に、家族情報の登録や緊急連絡先の登録も対応が必要** (既存システムの流用で問題ないと思われる)

★ 運用の課題

- 福利厚生の利用や社宅手配など、手続きを外部委託している場合、委託先への制度周知や守秘の厳守について要請する必要あり